

介護老人保健施設ケアポート栗東
日常生活支援総合事業・短期集中通所C型 重要事項説明書

(令和6年6月1日)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 社会福祉法人^{豊岡}済生会支部滋賀県済生会
介護老人保健施設 ケアポート栗東 通所リハビリテーション
- ・開設年月日 平成12年4月1日
- ・所在地 滋賀県栗東市大橋二丁目8番2号
- ・電話番号 077-551-2600
- ・ファックス番号 077-551-2609

- ・管理者名 ^{よしおか}吉岡 ^{まこと}誠
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2551280015 号)
- ・ホームページ <http://careport-rittou.jp>

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

【目的】

利用者に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて短期間に保険・医療の専門職による通所型サービスを集中的に提供することによって、利用者の介護予防及び日常生活支援に資することを目的として実施します。

【運営方針】

利用者に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケアに向けた動機づけ及び学習を行うことによって、利用者が総合事業のサービスを「卒業」して、地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行います。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような基本理念と運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[基本理念]

- やさしさと笑顔あふれるケアポート栗東

[運営方針]

- ケアポート栗東は、信頼と安心のサービスを提供します
- 地域の皆様が、住み慣れた地域で尊厳と希望を持ちながら生活できるよう支援します
- 職員は、仕事と職場に誇りを持ち、不断の自己研鑽と業務改善に努めます

(3) 事業所の職員体制及び業務内容

令和6年6月1日時点

	通所リハビリテーション	業 務 内 容
管理者	1名	従業者の管理・指導
医師	1名	医学的評価、日常診療、利用者と職員の健康管理
看護職員	1名以上	看護、医師の指示による処置
介護職員	3名以上	介護、日常生活の援助
理学・作業療法士 言語聴覚士	2名以上	リハビリテーション、身元引受人（家族）等への指導と相談
管理栄養士	1名以上	献立の作成、栄養管理と指導、食事相談
事務職員、労務員	3名以上	保険請求、庶務等一般事務、送迎、営繕

(4) 介護老人保健施設（通所リハビリテーションおよび予防通所リハビリテーションを含む）

定 員：30名

(5) 介護保険被保険者証等の確認：ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証、負担割合証を確認させていただきます。

(6) 営業日及び営業時間：

営業日 月曜日～土曜日

サービス提供時間 9時45分～12時15分 ・ 13時30分～16時00分

※自然災害（台風など）の際、やむを得ず通所サービスを休止する場合があります。

2. サービス内容及び利用料金

(1) サービスの内容

短期通所は、短期間に保健・医療の専門職が生活機能向上（運動）プログラム、栄養改善プログラム又は口腔機能向上プログラムを実施することによって、利用者の心身の状況の改善等を図るためのサービスです。

(2) サービスの利用料金

介護保険給付の対象となるサービスの提供を受けた場合は、負担割合証の各割合に応じた差額が介護保険から給付されます。サービスの利用料金（1日あたり）については別の料金表を参照ください。

ご本人が介護保険の適用を受けていない場合、又は、介護給付の対象とならないサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。

* 1日あたりの金額（介護保険適用分）

項 目	利用料 1回あたり		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
生活機能向上	552円	1,104円	1,656円
口腔機能向上	534円	1,068円	1,602円
栄養改善	534円	1,068円	1,602円
選択的（生活・栄養）	614円	1,228円	1,842円
選択的（栄養・口腔）	614円	1,228円	1,842円
選択的（生活・口腔・栄養）	667円	1,334円	3,401円

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払いは、月末締めで翌月の15日頃に請求書を郵送致しますので、請求月の末日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

(ア) 銀行からの自動引き落とし(滋賀銀行、関西みらい銀行、農協等)

(イ) 請求書に記載の指定口座へのお振り込み(振込手数料はご本人負担となります)

(ウ) 窓口での現金払い

※いずれの場合も領収書の再発行はできません。

(4) 医療費控除について

短期通所費及び加算料金は医療費控除の対象となります。その他の利用料金は医療費控除の対象とはなりません。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。ご本人の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。また、緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

・協力医療機関

- ・名称 社会福祉法人^{医療}済生会滋賀県病院
- ・住所 滋賀県栗東市大橋二丁目4番1号
- ・電話 077-552-1221

・協力歯科医療機関

- ・名称 岩田歯科医院
- ・住所 滋賀県栗東市手原5-7-10
- ・電話 077-552-7060

4. 受診について

介護老人保健施設(日常生活支援総合事業・短期集中通所型)は、利用時間中は、原則として他の医療機関で健康保険証が使用できなくなります。

5. 身体的拘束廃止について

ご本人の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、制限はおこないません。(身体拘束の例としては、ベッドを4つの柵で囲ったり、車いすを利用されている方に、安全ベルトをしたりすることも含みます。)

身体拘束はご本人の生活の自由を制限することであり、ご本人の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所はご本人の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し身体拘束をしないケアの実施に努めます。

6. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご本人等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 吉岡 誠
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施します。
- (5) 介護相談員の受け入れをしています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の身元引受人（家族）等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

7. 事故の発生について（事故の危険性について）

ご本人は自宅と同様、滑落や転倒、それらによる打撲や骨折、誤嚥や呼吸困難等が当事業所におきましても、普通におこると考えられます（実際この様な事は起こっております）。もちろん、職員は事故がおこる事の無いよう、職務に従事しておりますが、1対1の介護が出来ない状態にあることのご理解と、ご本人の身元引受人（ご家族）の協力をお願いすることがあります。

(1) 「普通に起こると考えられる事故」が起こった場合

当事業所が契約に準じ、通常の職務を遂行している中で、前述の「普通に起こると考えられる事故」が起こった場合には、その旨を身元引受人（ご家族）に連絡いたします。その結果、受診が必要と判断した場合は、医療機関へ搬送するものとします。

(2) 他の事故が起こった場合

当事業所が契約に反し、または介護の不手際により事故が起こった場合、その旨を身元引受人（ご家族）に連絡し、適切な処置を行います。また、当事業所は損害保険にも加入していますので、その対応が必要とお考えになった際にはご相談下さい。

8. 非常災害対策

- ・防災設備・・・スプリンクラー、消火器、自動火災報知、非常放送、避難器具、誘導灯
- ・防災訓練及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上

9. 個人情報保護について

(1) 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご本人又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ ご本人が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ ご本人に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

(2) 次の各号についての情報提供については、当事業所は、ご本人及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、ご本人個人を特定できないように匿名化し使用することを厳守します。
 - ③ 当事業所は、ご本人の顔や様子をビデオや写真に撮り、記録・広報・研修発表等に利用する場合、ご本人の不利益になることのないように十分留意することとします。
- (3) 1. 2項に掲げる事項については、介護老人保健施設サービス終了後及び職員の退職後も同様の扱いとします。

10. ご本人の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、ご本人の記録や情報を管理し、ご本人の求めに応じてその内容を開示します。
(開示に際して必要な複写料等の諸経費は、ご本人の負担となります)

11. 要望・苦情対応等について

1階の事務所に備え付けの「ご意見箱」に文書を投函してお申し出いただくことができます。また、「苦情・相談窓口」が事務所に設置してありますので、窓口担当の支援相談員（電話：077-551-2600）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

当事業所以外にもお申し出いただくこともできます。

- ・各市役所等の介護保険担当窓口
 栗東市：長寿福祉課介護保険担当 電話：077-551-0281
 草津市：健康福祉部介護保険課介護保険係 電話：077-561-2369
 守山市：健康福祉部介護保険課 電話：077-582-1127
 野洲市：健康福祉部高齢福祉課 電話：077-587-6074
- ・あんしん・なっとく委員会（滋賀県運営適正化委員会） 電話：077-567-4107
- ・滋賀県国民健康保険団体連合会 苦情専用電話：077-510-6605

12. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・食べ物を持ち込み 基本的に食べ物を持ち込みはご遠慮ください。
 治療食（水分制限を含む）を食べておられる方がいるため、**他の利用者の方におやつや物品を配ることは禁止します。**
- ・面会 営業時間内となります。
 ※インフルエンザ等感染症流行時は、面会を規制させていただいています。
1階（玄関を入れて左側の部屋）でうがい・手洗い、検温・手指消毒、入管管理簿の記入をお願い致します。
 面会の注意：毎年風邪、インフルエンザなど感染症が流行します。当事業所においては、高齢者の集団生活でもありますので、季節に関係なく、事業所内で簡単に流行し重症化してしまうことが予測されます。そのため、**面会者が風邪症状（咳・発熱など）のある方は面会をご遠慮ください。**
- ・喫煙 事業所敷地内及び建物内を許可していません。（全面禁煙）
- ・飲酒 施設長が許可する場合の施設行事以外は禁止します。
- ・火気の取扱い 発火の恐れのある物品を事業所内に持ち込まないでください。

- ・設備・備品の利用 常に整理整頓を心掛けて丁寧にお取り扱いください。
- ・所持品 所持品には必ず氏名をご記入ください。紛失防止の為に全てのものに必ず名前を記入して下さい。紛失の際の責任は負いかねますので、ご注意ください。また、持ち主不明の持参品は、発見日より1週間事業所で保管し提示します。持ち主が見つからない場合は、こちらで処分させていただきますのでご了承下さい。なお、所在不明の物が判明しましたらただちに職員にご連絡ください。
- ・金銭・貴重品の管理 お金は小銭程度にし、貴重品はお持ちいただかないようお願い致します。ご本人又は身元引受人（ご家族）で責任もって保管してください。
- ・洗濯について 洗濯は原則として各家庭でしていただくことになっています。
- ・宗教活動 他の利用者に迷惑にならないようご注意ください。
- ・ペットの持ち込み ご遠慮ください。

1 3. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご本人の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 4. 契約解除となる場合

下記の項目に該当する場合は、退所予定日の前であっても、身元引受人（ご家族）にご連絡させていただき、退所をお願いさせていただきます。

- ① ご本人が要介護認定において自立・要介護と認定された場合
- ② ご本人の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ③ ご本人及び身元引受人が、利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ ご本人又は身元引受人（ご家族）が当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、暴力行為・暴言・誹謗中傷・ハラスメント等、反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

1 5. 利用者からの契約解除について

利用者は当事業所に対し、いつでも契約の解除を申し出る事ができます。この場合、1か月以上の予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

当事業所が次のいずれかに該当する場合には、利用者は直ちに契約を解除することができます。

- (1) 当事業所が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及び契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を行った場合
- (2) 当事業所が、守秘義務に違反した場合
- (3) 当事業所が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合
- (4) 当事業所が故意または過失により利用者・身元引受人（ご家族）等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は、著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認

められる場合

16. 実習生の受け入れ

当事業所では年間を通じて看護・介護職等を目指す学生などの実習を受け入れる場合があります。実習でご本人と接する事は、将来の看護・介護職等を目指す学生などにとって講義などで学ぶ以上に得る物が多く、当事業所としても可能な限り受け入れております。実習の目的をご理解いただき、ご協力ください。これらの実習生には職員と同じ秘密の保持義務があり、必ず職員の指導のもとで実習することとします。実習生の受け入れについて不都合のある方は職員までお申し出ください。

17. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

- アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み：あり
意見箱：毎月末 結果の公表：あり
利用者満足度アンケート：毎年6月 結果の公表：あり
- 滋賀県健康福祉サービス第三者評価の実施：なし 結果の公表：なし
- その他機関による第三者評価の実施：なし 結果の公表：なし

18. その他

当事業所では、ご本人や身元引受人（ご家族）、その他関係者からの贈り物の受け取りはお断りさせていただきます。お中元やお歳暮につきましてもお返しさせて頂いておりますので、ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【ご本人への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔ケアポート栗東内部での利用〕

- ◎ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ◎ 介護保険事務
- ◎ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 質向上・安全確保・医療、介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ・ 当該利用者への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ◎ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）
 - ・ 他の医療機関や介護サービス事業者からの照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等への意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - ・ 身元引受人（家族）等への心身の状況説明
- ◎ 介護保険事務のうち、
 - ・ 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◎ 賠償責任保険などに係る、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ◎ 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

〔当事業所での利用〕

- ◎ 当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 医師・看護師・理学療法士等リハ専門職・介護専門職・関連事務職等の学生実習への協力
 - ・ 医師・看護師・理学療法士等リハ専門職・介護専門職・関連事務職等の教育・研修
 - ・ 当事業所において行われる事例研究
 - ・ 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

〔学会・医学誌等への発表〕

- ◎ 特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ◎ 当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ 当該利用者へに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

介護老人保健施設 ケアポート栗東 通所リハビリテーションでの日常生活支援総合事業・短期集中通所型提供の内容等について、ご本人（身元引受人）に対して、本書面に基づいて重要事項の説明と料金表の説明を行いました。本書を2通作成し、ご本人（ご家族・身元引受人）、事業所が署名の上 各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

《事業所》

住 所：滋賀県栗東市大橋二丁目8番2号

名 称：介護老人保健施設 ケアポート栗東 通所リハビリテーション

管理者：吉岡 誠

《説明者》

職 名： 作業療法士

氏 名： 宮武 恵

重要事項の内容と料金表について説明を受け、その内容に同意し、了承しました。

《ご本人》

住 所：

氏 名：

《ご家族・身元引受人》

住 所：

氏 名：

（続柄 ）